

議案第8号

茂原市東部台文化会館自主クラブの認定等に関する要綱の制定について

茂原市東部台文化会館自主クラブの認定等に関する要綱を次のように制定する。

平成31年3月20日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市東部台文化会館自主クラブの認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、茂原市東部台文化会館（以下「文化会館」という。）における自主クラブの認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 自主クラブは、市民の文化、教養の向上及び福祉の増進を図ることを目的として文化会館を主たる活動場所として活動するものとする。

(文化会館の役割)

第3条 文化会館は、自主クラブが安定的かつ定期的に活動が実施できるよう努めなければならない。

(認定要件)

第4条 自主クラブとして認定することができるのは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 公の支配に属しない団体であること。
- (2) 自主運営がなされ、代表者及び役員が決められていること。
- (3) 会計が明瞭に記録され、館長の求めに応じて提出できる経理がなされていること。

- (4) 営利を目的とした活動を行わない団体であること。
- (5) 自主クラブの構成員（以下「会員」という。）は、原則として、市内に在住し、又は在勤する者であること。
- (6) 5人以上の会員で構成されていること。ただし、館長が特に認めたものは、この限りではない。
- (7) 講師への謝礼は、文化会館の主催教室の謝礼に準ずること。
- (8) 活動は定期的に行われ、内容が系統的かつ継続的に実施されていること。
- (9) 会員の募集は常に行われ、会員の固定化を図らないこと。ただし、使用施設の広さに応じて支障がある場合を除く。
- (10) 文化会館の求めに応じて、文化会館の主催事業等への協力及び支援を行える団体であること。
- (11) 新規で認定を受ける場合は、文化会館で1年以上活動していること。ただし、文化会館の主催事業から発足した団体はこの限りでない。

(申請)

第5条 自主クラブの認定を受けようとする団体の代表者は、自主クラブ認定申請書に館長が必要と認める書類を添えて、毎年館長が定める期日までに申請するものとする。

(認定等)

第6条 自主クラブの認定は、館長が行う。

2 自主クラブの認定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(代表者等の変更又は解散の届出)

第7条 自主クラブの代表者等を変更し、又は自主クラブを解散したときは、代表者は速やかに館長に届出しなければならない。

(認定の取消等)

第8条 館長は、自主クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消することができる。

- (1) 第4条の要件を欠いたとき。
- (2) 自主クラブから認定の取消しの申出があったとき。
- (3) その他自主クラブとしてふさわしくない行為があったとき。

(報告)

第9条 館長は、自主クラブに対し、必要があると認めたときは、活動内容等について報

告を求めることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由 東部台文化会館で活動する自主クラブについて、認定要件等の必要な事項を定めるものです。